中心道道的防渠制度

[令和7年台風第15号に伴う災害関係]

取扱期間:令和7年9月8日から令和8年1月14日まで

令和7年台風第15号に伴う災害で 被災した事業者が、復旧・復興資金 として利用できます

資金使途の例

直接被害

大雨により工場の一部が破損したので修理したい。

浸水により工場内の機械設備が水没したので買い替えたい。

間接被害

停電や断水により工場が稼働しないので当面の運転資金を確保 したい。

仕入先の稼動停止により売上げが減少したので資金繰りの手当 をしたい。

融資限度額 5,000万円

融資利率

<固定金利>

.5% 又は

1.6%(普通保証)

最長 10 年間 (据置1年以内)

県の 利子補給率

0.47%

(信用保証必須)

保証料 補助制度

直接被害を受けた事業者の信用保証料を軽減

普通保証

0.3~1.3%

▶0.15~0.6%

0.6%

▶ 0.0%

※静岡市、伊東市、鳥田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡吉田町

『中小企業災害対策資金』の概要

(令和7年10月15日現在)

(市和7年10月10日現在)		
区 分	内 容	
融資対象者	県内において、6か月以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者(個人事業者・会社)、組合であって、令和7年台風第15号に伴う災害により直接被害又は間接被害を受けたもの	
	直接被害	間接被害
	事業用建物、設備、備品、商品等に実被害を受けたもの	実被害以外(停電・断水等)の影響で1ヶ月間の売上が前年同月比で10%以上減少した 又は減少する見込みのもの
融資限度額	5,000万円	
融資利率	普通保証(県内全域) 利子補	利(金融機関) : 2.07% 給率(県) : 0.47% 率(申請者負担) : 1.60%
	基準金利(金融機関) :1.97% SN4号保証(<u>10 市町*</u>) 利子補給率(県) :0.47% 融資利率(申請者負担) :1.50%	
資 金 使 途	直接被害	間接被害
	災害復興に必要な設備資金、運転資金	運転資金
利用保証及び 保証料率 (保証料補助後)	直接被害	間接被害
	普通保証 :0. 15~0. 6%(県内全域) SN4号保証:0. 0%(<u>10 市町*</u>)	普通保証 :0. 3~1. 3%(県内全域) SN4号保証:0. 6%(<u>10 市町*</u>)
融資期間	10年以内(据置は1年以内)	
償 還 方 法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還	
担保及び保証人	金融機関及び県信用保証協会の取扱いによる	
ホームページ	https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1028446.html (または「静岡県 災害対策資金」で検索)	
提出書類	 申込書(様式第1号) 被害状況等報告書 県信用保証協会で定める書類 直接被害の場合、被害状況を確認できる資料(写真又は公的機関が発行した罹災証明書、被災証明書等) SN4号保証の利用には、市町が発行する認定書が必須 	

[※]静岡市、伊東市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町

- i・お申込みは、下記の申込窓口まで、お願いします。
- ・お申込みに際しては、金融機関及び信用保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

◆ 申込窓口·問合せ先 ◆

·県内各取扱金融機関、商工会議所、商工会、 静岡県中小企業団体中央会、(公財)静岡県産業振興財団



